

Title	イランにおける選挙不正の調整メカニズム—国会選挙管理の二元構造に着目して
Author(s)	千坂, 知世
Citation	大阪大学, 2021, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/85426
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏名 (千坂 知世)

論文題名

イランにおける選挙不正の調整メカニズム—国会選挙管理の二元構造に着目して

論文内容の要旨

本研究は、非民主制下であるが、大統領の党派の交代と、それに伴う政策選好の変化が生じるとされるイランで、国会選挙の不正度合いが常に一定に保たれているメカニズムを明らかにすることである。革命後のイランでは、最高指導者と同じ伝統保守派だけでなく、市民的自由の確保を強調する改革派、イスラーム革命体制の原則を強調する原理派、という異なる政治選好を持つ大統領が選挙で選出されてきた。そして、大統領の選好の変化は、実際にイランの政治、社会、経済政策などの変化をもたらした。それにもかかわらずイランの国会選挙において、選挙不正の度合いは、公正にも、過度な不正にも振れることなく、常にその中間に保たれてきた。

このパズルに対して先行研究は、政治活動家や一般国民の体制に対する不満への対処によって説明を試みてきた。しかしながら、この立場は、国会選挙を運営する政権の選好が異なるにもかかわらず、最終的な選挙不正の度合いが変わらないことについて、上手く説明できない。これに対して本研究では、選挙管理機関（以下、EMBs）の構造に着目した分析枠組みの構築に取り組み、その妥当性をハータミー政権、アフマディーネジャード政権、ロウハーニー政権期における国会選挙の管理プロセスを事例として、実証的に示していく。

第1章では、本研究の分析枠組みを提示する。その要点は以下の通りである。まず、イランのEMBsの最大の特徴は、その二元構造にある。すなわち、一般に単独の独裁者または覇権政党によって一元的に支配された非民主制下のEMBsとは違い、イランのEMBsは、選挙で選ばれる大統領と宗教的権威に基づく最高指導者という異なる二人のリーダーによって二元的に支配されている。具体的には、政権が選挙の実施を担う一方で、最高指導者の任命機関が選挙の監視を担う。

この制度設計を鑑みると、実施部門がどれほど選挙不正を好むかは政権の党派毎に異なる一方で、監視部門の選好は常に一定になると考えられる。そして、各党派が選挙の運営（実施・監視）を担う際、選挙での勝利が不確実な場合、どれほど不正を好むかは、国会選挙で不正をして得られる利点と欠点の比較で決まると仮定される。改革派が選挙実施を担う際、支持層による選挙ボイコットや選挙不正への抗議デモ、さらに司法府による罰則などの欠点が、利点を上回るために、公正な選挙を好む。原理派が選挙実施を担う際、支持層による選挙ボイコットやデモ、司法府による罰則などの欠点がない。むしろ革命体制の原則に反する勢力の当選を妨害し、さらに国会の内閣信任投票や内閣提出法案への採決投票の確実な支持を得る利点が、欠点を上回るため、過度な不正を好む。伝統保守派が選挙の実施や監視を担う際、利点と欠点がほぼ同じなため、不正度合いは中間を好む。

このようなイラン特有のEMBsの二元構造、および党派毎の選挙不正の選好の違いに着目すると、イランの国会選挙における不正度合い決定のメカニズムとして、次のような仮説が導かれる。改革派政権期、実施部門の働きによって一時的に公正な選挙がなされる可能性が生じるが、監視部門によって公正な選挙が部分的に妨害され、中程度の不正まで戻される。原理派政権期、実施部門の影響で過度な不正が一時的に発生しそうになるが、監視部門によって過度な不正が部分的に是正され、中程度の不正まで戻る。伝統保守派政権期、実施と監視部門の選好が同じなため、一度も公正な方向にも、過度な不正の方向にも振れることなく、中程度の不正が発生する。

以上の分析枠組みに基づき、第2章では、ハータミー政権期の国会選挙管理の事例を分析する。ここでは、改革派政権が平等な選挙法の制定やメディア活動など公正な選挙実施に努めたものの、監督者評議会による法案への拒否権行使、司法府による選挙前のメディア検閲などによって、公正な選挙実施が一部妨害されたことを示す。それによって、改革派政権期、EMBsの二元構造が公正から中程度の不正へ、という調整に作用したことが明らかにされる。

第3章では、アフマディーネジャード政権期の国会選挙管理が扱われる。ここでは、原理派政権が軍の選挙介入を許容する選挙法の制定や選挙期間中の貧困層への現金給付など過度な不正を試みたものの、監督者評議会による法案への拒否権行使、司法府による政府高官の汚職の取締りによって、過度な不正が未然に阻止されたケースが明

らかにされる。ただし、監視部門が中程度の不正であれば許容した事例も併せて示される。

第4章では、ロウハーニー政権期の国会選挙管理の事例が取り上げられる。ここでは、伝統保守派が選挙実施を担う際、実施部門が担当する各選挙プロセスの作業段階で、既に不正度合いが中程度に調整されていたために、監視部門は実施部門の作業に大きく介入する必要がなかったことが示される。

以上の議論により本稿では、EMBsの構造とその党派に着目しイランの国会選挙における不正度合いを説明するという、これまで見落とされてきた視点から分析枠組みを構築する独自の視点を提示している。

第一に、イラン研究への貢献として、本研究はイランの法律や政府文書を用いてイランの国会選挙管理の制度設計の全容を明らかにした。既存研究は大統領と最高指導者が併存する特殊な政治体制そのものの分析に偏るあまり、この権力の二元性が選挙の制度設計にいかん反映されているのかという具体的な研究が欠如していた。ゆえに、本研究はイランの政治体制の特殊性を最も顕著に映す選挙制度の細部を補うという点で、イラン政治研究の進展に貢献するものである。

第二に、権威主義体制下の選挙研究への貢献として、本研究は選挙不正に与えるEMBsの二元構造の影響に着目し、理論化した。これまでの研究では権威主義体制下のEMBsは一元化されていることが前提となっており、イランのように二元化されたEMBsをとる権威主義国で、どのようなメカニズムで国会選挙の不正度合いが決まるのかを理論化した本研究のインプリケーションは大きい。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (千 坂 知 世)		
	(職)	氏 名
論文審査担当者	主 査	教授 松野 明久
	副 査	教授 中嶋 啓雄
	副 査	准教授 (東京大学) 湯川 拓

論文審査の結果の要旨

本博士号請求論文は、イランにおける国会選挙が、国内政治勢力である三派閥（伝統保守派、改革派、原理派）のいずれが政権を担い、選挙実施部門を支配しようと、過度な不正選挙にも公正な選挙にもならず、不都合が中程度に収斂するメカニズムを、選挙管理機構の二元構造から解明したものである。法学者（聖職者）が統治するイスラーム共和制という体制を掌握する伝統保守派が、民意を一定程度汲み取りつつも、体制にチャレンジする政治勢力、すなわち民主主義を志向する改革派とより徹底した革命原理を掲げ権威主義を志向する原理派の勝利を阻んでいる方法と行動を、現地資料を駆使して具体的に明らかにしているところに研究の意義がある。

イラン・イスラーム共和国のイスラーム共和制においては、イスラーム法学者が最高指導者として行政府、司法府、立法府の上に立つ。行政府の長たる大統領と立法府たる国会の議員は選挙によって選ばれるが、最高指導者が憲法に定められた監督権限を行使してその結果をコントロールする。その監督メカニズムは実施部門と監視部門をもつ選挙管理機構の二重構造に表現されており、実施部門を支配する行政府の長がどのような派閥に属しようと、監視部門の頂点に立つ最高指導者の意向が結果を左右する仕組みになっている。ここに、一元的な選挙管理機構をもつ独裁者や覇権政党による支配とは異なるイランの特徴が現れており、先行研究も指摘してきたところである。本論文はその具体的なメカニズムを選挙の実施プロセス全般に渡って記述し、分析したところが新しい。

本論文は本論4章に序章と終章を加えた6章で構成される。

序章は問題の所在を述べ、先行研究をレビューし、資料について解説している。

第1章は、イランの選挙管理機構の全体像を記述し、本論文の分析枠組みを提示している。まず、イランの選挙管理機構が実施部門と監視部門の2系列に分かれ、それが中央政府から末端の選挙区レベルまで一貫した構造を有していることを説明している。次に、三派閥が選挙不正に対してもつ選好を説明し、それぞれの派閥が政権を担う際、どのようなメカニズムを経て不正が過度に振れないよう、また公正になって改革派の台頭を許さないよう調整がなされるかを仮説として提示している。そして論証手続きと三つの事例選択の理由を説明している。

第2章は、ハータミー大統領率いる改革派政権期の国会選挙において、公正に行いたい改革派が支配する実施部門の動きが伝統保守派の監視部門によって修正され、中程度の不正に終わるメカニズムを実証的に描いている。

第3章は、アフマディーネジャード大統領率いる原理派政権期の国会選挙において、不正によって大勝を果たしたい原理派が支配する実施部門の動きが伝統保守派の監視部門によって修正され、中程度の不正に終わるメカニズムを実証的に描いている。

第4章は、ロウハーニー大統領率いる伝統保守派政権期の国会選挙において、改革派・原理派の台頭を抑えたい伝統保守派が支配する実施部門の動きは伝統保守派の監視部門に概ね受け入れられ、原理派の行動を抑制して中程度の不正に終わるメカニズムを実証的に描いている。

終章はファインディングを整理し、研究の意義と権威主義体制研究へのインプリケーションを述べている。

本論文は膨大なペルシャ語資料を用いて選挙実施の具体的プロセスの中にあるパターンを明確にした点が高く評価できる。論理展開の確実さや分析枠組みからこぼれ落ちる事象の検討に課題があると言えるが、全体としては説得力をもつものとなっている。そのため、審査委員会は一致してこの論文が博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。